

## 経済的負担の軽減

下記の割引制度等については、地域や事業者ごとに適用基準が異なる場合がございます。詳細は、各自ご確認ください。

※介護人証は、療育手帳に「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額第1種障害者」と記載されている方を対象に、市町村役場窓口にて発行します。必要な方はご申請ください。

### ○バス運賃の割引



路線バスの運賃が、普通運賃の5割引（定期券は3割引）になります。第1種障害者の方は、介護人の方にも適用されます。（精神は1,2級のみ）乗車券購入時や料金支払時に、障害者手帳及び介護人証を提示してください。

### ○航空運賃の割引



国内線の航空運賃について割引があります。第1種障害者の方は、介護人の方にも適用されます。航空券の購入及び搭乗手続きの際に、療育手帳及び介護人証を提示してください。

### ○JR 旅客運賃の割引



JR が経営する鉄道・航路及び自動車線の運賃ならびに、JR との間に連絡運輸の取扱いをする会社線を乗車（乗船）する場合に適用されます。

第1種障害者の方は、介護人の方にも適用されます。乗車券購入時や料金支払時に、療育手帳及び介護人証を提示してください。

### ○フェリー運賃の割引



桜島フェリー、鴨池垂水フェリー、山川根占フェリーの運賃の割引があります。

第1種障害者の方は、介護人の方にも適用されます。乗船券購入時や料金支払時に、療育手帳及び介護人証を提示してください。

### ○タクシー運賃の割引



タクシー事業者が運行するタクシー運賃は、療育手帳を提示することにより、メーター表示額の1割引になります。